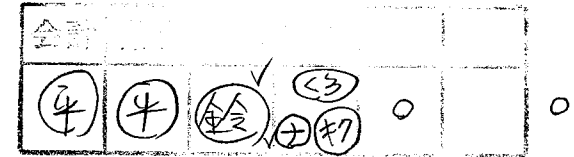


第14号様式(第8条関係)
(その1)

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。



令和 4 年分
(開催分)
収 支 報 告 書

くにもりとう
国護党

1. 政治団体の名称 (ふりがな)

2. 主たる事務所の所在地 さいたま市南区沼影 2-3-11-109

3. 代表者の氏名 中島 徳二

4. 会計責任者の氏名 中島 徳二
岩松 孝純

政治団体の区分

政党
 政党の支部
 政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類(現職・候補者の別)

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

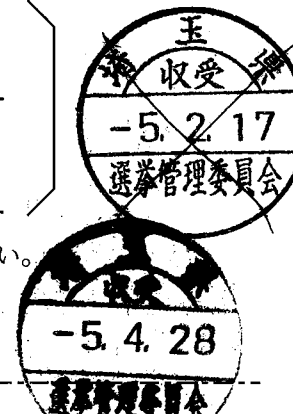
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
中島 徳二

公職の種類(現職・候補者の別)
参議院議員補選(候補者等)

事務担当者の氏名 中島 徳二
(電話) 090-9300-8797

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。



※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード				

団体コード				

収 受	入 力	枚 数	

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 4 年 3 月 2 日から
令和 4 年 12 月 31 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
			577	108
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)			577	108
支 出 総 額			577	108
翌年への繰越額				0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附					
ア 寄附 (イを除く。) の区分	十億	百万	千	円	備 考
9 (ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)			577	108	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
8 小 計 (ア)+(イ)+(ウ) (寄附のうち寄附のあつせんによるもの)			577	108	
イ 政党匿名寄附					
0 合 計 (ア+イ)			577	108	

(その7) (個人用)

④ R4 ③
① ②

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
④ 島徳一	十圓	百万	577108	4/10 さいたま市南区沼見2-3-11-60	自営業		
				4/10 3月3日			
この頁の小計			577108				
その他の寄附			0				
合計			577108				

432
4/12 3/15 30

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額				備 考			
	十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出			
1 経 常 経 費								
(1) 人 件 費								
(2) 光 熱 水 費								
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費								
(4) 事 務 所 費								
小 計								
2 政 治 活 動 費								
(1) 組 織 活 動 費								
(2) 選 挙 関 係 費								
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)				577108				
ア 機関紙誌の発行事業費								
イ 宣 伝 事 業 費				577108				
ウ 政治資金パーティー開催事業費								
エ その他の事業費								
(4) 調 査 研 究 費								
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								
(6) そ の 他 の 経 費								
小 計				577108				
合 計				577108				

政治団体に本部・支部（政治団体として届出のあるもの）がある場合、本部又は支部に供与した交付金等に係る支出については、それらの費目ごとの合計額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入金ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 28 日

政治団体の名称

国 護 党

会計責任者の氏名

山島徳二
~~石松孝純~~

(記名押印又は署名すること。)

※ 以下、解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名

申 園 健

政治資金監査報告書

令和5年4月23日

国 護 党
代表 中島 徳二 殿

登録政治資金監査人 石 坂 威 一
登 録 番 号 第 1948 号
研 修 修 了 年 月 日平成21年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国護党の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国護党の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、宣伝事業費の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における

る支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国護党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国護党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上